

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求関係書類について

【配布資料】

- ・旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ
- ・様式 1 旧優生保護法一時金支給請求書
- ・様式 2 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書
- ・様式 3 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書
- ・委任状（ご本人が請求書類等を記載できない場合にご提出ください）
- ・請求提出時チェックリスト

【請求書について、留意事項】

- 円滑な支給認定を行うためには、優生手術等を受けた場所や経緯をなるべく詳細に把握することが必要です。
- 様式 1 請求書の「5.優生手術等を受けた当時の状況」には、具体的に次の内容を記載してください。
 - (1) 優生手術等を受けた時期、場所
 - (2) 当時の状況
当時の状況は、その当時の居住地や当時の名前等も記載してください。
 - (3) 当時の優生手術等を受けた理由・経緯
認定にあたって参考となる情報があれば、記載してください。

【請求書の提出先】

広島県庁本館 5階 子育て・少子化対策課
(〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号)

- 請求の受付は予約の方を優先しますので、専用電話番号にご連絡ください。
手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。
なお、1件あたり60分程度かかる見込みです。
- 請求の受付は郵送でも可能です。個人情報のため簡易書留で送付してください。

【専用電話番号】 082-227-1040**※受付時間**

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（祝、祭日、年末年始は除く。）

※以下の方法でもご相談をお受けしています。

必ず、お名前と御連絡先を記入してください。

ファクシミリ：082-502-3674

電子メール：fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp

郵送者用

旧優生保護法一時金支給請求書等書類の郵送を希望された皆様へ

先日、ご連絡いただきました「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求関係の書類をお送ります。

【送付資料】

- ・旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ
- ・様式1 旧優生保護法一時金支給請求書
- ・様式2 旧優生保護法一時金
- ・様式3 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書
- ・委任状（ご本人が請求書類等を記載できない場合にご提出ください）
- ・請求提出時チェックリスト

【請求書について、留意事項】

- 円滑な支給認定を行うためには、優生手術等を受けた場所や経緯をなるべく詳細に把握することが必要です。
- 様式1 請求書の「5.優生手術等を受けた当時の状況」には、具体的に次の内容を記載してください。
 - （1）優生手術等を受けた時期、場所
 - （2）当時の状況
当時の状況は、その当時の居住地や当時の名前等も記載してください。
 - （3）当時の優生手術等を受けた理由・経緯
認定にあたって参考となる情報があれば、記載してください。

【請求書の提出先】

広島県庁本館5階 子育て・少子化対策課
(〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号)

- 請求の受付は予約の方を優先します。
手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。
なお、1件あたり60分程度かかる見込みです。
- 請求の受付は郵送でも可能です。

【専用電話番号】 082-227-1040

※受付時間

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（祝、祭日、年末年始は除く。）

※以下の方法でもご相談をお受けしています。

必ず、お名前と御連絡先を記入してください。

ファクシミリ：082-502-3674

電子メール：fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp